

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 防災街区整備事業組合の定款の変更認可……………一
……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………一
- 建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任の解除……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 保安林の皆伐面積の残存許容限度……………一
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 東京都交通局指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程……………三
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………四
- 令和四年度職業訓練指導員試験の実施……………四
……………(産業労働局雇用就業部能力開発課)……………四
- 令和四年度技能検定の後期実施……………(同)……………六

告示

●東京都告示第千二百七号
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号) 第一百五十七条第一項の規定に基づき池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第四百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月一日
東京都知事 小 池 百合子

- 一 事業組合の名称
池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業組合
- 二 事業施行期間
令和二年七月二日から令和五年十月三十一日まで
- 三 施行地区
豊島区池袋本町三丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
豊島区池袋本町四丁目十六番六号
令和二年七月二日
- 五 定款の変更の認可の年月日
令和四年九月一日

●東京都告示第千二百八号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第十八条の二第一項の指定構造計算適合性判定機関について、法第七十七条の三十五の二十第一項の規定により構造計算適合性判定の全部を行わせないこととしたので、同条第二項に基づき次のとおり告示する。

令和四年九月一日

東京都知事 小 池 百合子
名称及び住所
業務区
構造計算適合性判定機関に行わせないこととした構造計算適合性判定の業務及び業務の解除の日

一般財団法人 東京都 武蔵野市中町
さいたま住宅 内全域 一丁目十一番
検査センター 四号
埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号
法第六条の三第一項及び第十八条第四項の構造計算適合性判定の全部
令和四年九月一日

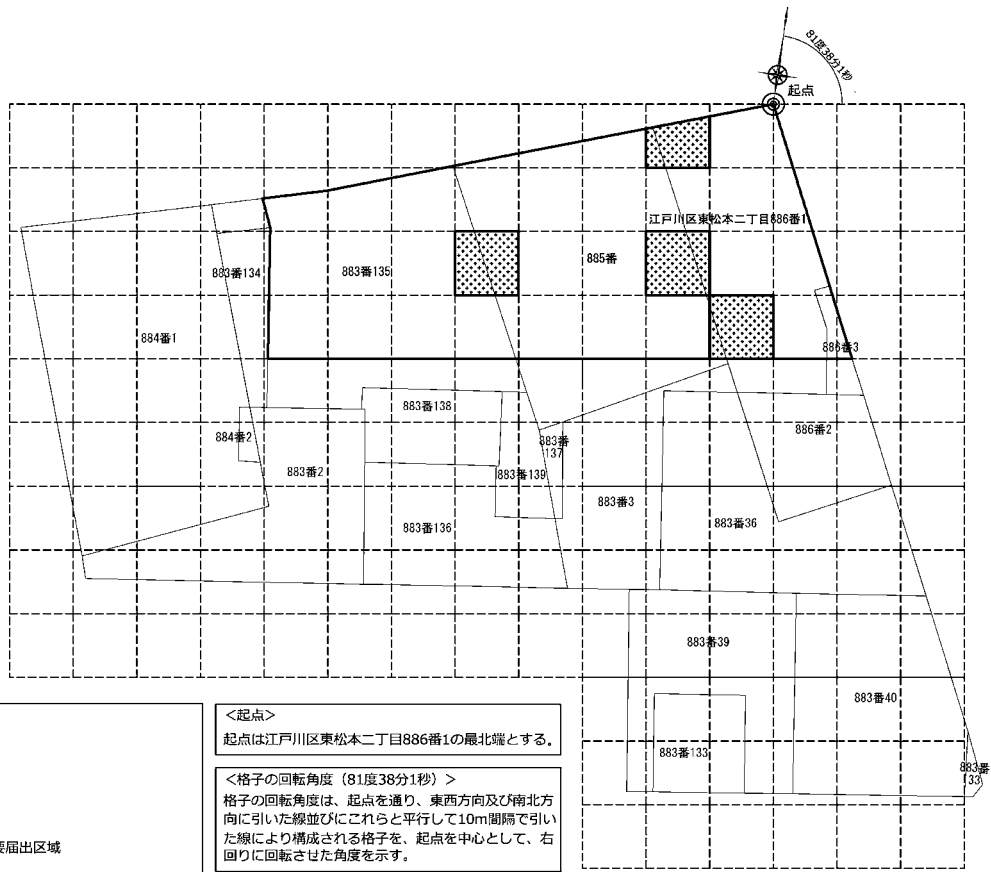
●東京都告示第千二百九号
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月一日
東京都知事 小 池 百合子





- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区東松本二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

害物質の種類
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



<凡例>

-  : 単位区画
-  : 筆境界
-  : 調査対象地
-  : 形質変更時要届出区域

<起点>
起点は江戸川区東松本二丁目886番1の最北端とする。

<格子の回転角度(81度38分1秒)>
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する令和五年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和四年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

保安林の種類 単位 同一単位とされる区域 皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)

水源涵養保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 六四六・七七

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二五九・三六

浅川 八王子市の区域 八一・四六

計 九八七・五九

多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 四六・八四

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 一三・三三

浅川 八王子市及び町田市区域 一五・三一

大島 神津島村の区域 〇・五〇

八丈島 八丈島八丈町の区域 八一・五四

計 一五七・五二

土砂崩壊防備 秋川 あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域 〇・五八

干害防備保安林 秋川 西多摩郡檜原村の区域 〇・七八

大島 大島町の区域 一・八六

八丈島 八丈島八丈町の区域 〇・四〇

小笠原 小笠原村の区域 七九・七四

計 八二・七八

多摩川 西多摩郡奥多摩町の区域 〇・〇三

秋川 西多摩郡日の出町の区域 〇・〇三

計 〇・〇六

多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 一六・三八

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二一・一七

浅川 八王子市及び町田市区域 六・五八

計 四四・一三

規程(交)

●交通局規程第四十八号

東京都交通局指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月一日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程

東京都交通局指名業者選考委員会規程(昭和三十九年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「若干人」を削り、同項の表中

「副委員長 資産運用部長

委員 総務部長

職員部長

企画担当部長

総務部総務課長

総務部技術調整担当課長

資産運用部会計課長

資産運用部契約課長

「委員 総務部長

企画担当部長

技術企画担当部長

職員部長

資産運用部長

「のうち、部長」を削り、「その属する部の課長」を「部長又は課長の職にあるもの」に改め、同条第四項中「は、第一項の委員以外の職員をその所管に係る事項に限って委員会に出席させ、契約に係る内容について説明」を「が特に必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席」に改める。

第四条第二項中「資産運用部長」の下に「(資産運用部長が事故その他の事由により不在となつたときは、あらかじめ委員長が指定した委員)」を加える。

第六条第一項中「委員会は、」の下に「第三条第一項及び第二項に基づく」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告示(下水)

東京都下水道局告示第九号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第一下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和四年九月一日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

一 供用及び処理開始年月日 令和四年九月九日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式 合流式

五 終末処理場の位置及び名称 江東区新砂三丁目九番一号 砂町水再生センター

別表

区名 町名 街区符号又は地番

江東区 新砂二丁目 二番

公告

令和四年度職業訓練指導員試験の実施について
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
令和四年九月一日
東京都知事 小池 百合子

一 試験を実施する職種 全職種

二 試験の科目

試験は、実技試験及び学科試験について行い、その科目は、次のとおりとする。

職種 実技試験の科目

学科試験の科目

全職種 (理容科及び美容科を除く)

なし
指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規。以下同じ。)

理容科 理容

一 指導方法

二 関連学科

1 系基礎学科

① 理容・美容技術概論(器具取扱い及び基礎技術)

② 衛生管理(公衆衛生、環境衛生、感染症及び衛生管理技術)

③ 保健(人体(頭部・顔部・頸部)の構造や機能及び皮膚や皮膚付属器官の構造・機能)

④ 保健(人体(頭部・顔部・頸部)の構造や機能及び皮膚や皮膚付属器官の構造・機能)

・保健衛生・疾患)

④ 化粧品化学

⑤ 運営管理(経営・労務管理及び接客法)

⑥ 安全衛生(産業安全、労働衛生、労働災害及び関係法規)

2 専攻学科

理容理論(文化論、理容技術理論及び関係法規・制度)

一 指導方法

二 関連学科

1 系基礎学科

① 理容・美容技術概論(器具取扱い及び基礎技術)

② 衛生管理(公衆衛生、環境衛生、感染症及び衛生管理技術)

③ 保健(人体(頭部・顔部・頸部)の構造や機能及び皮膚や皮膚付属器官の構造・機能・保健衛生・疾患)

④ 化粧品化学

⑤ 運営管理(経営・労務管理及び接客法)

⑥ 安全衛生(産業安全、労働衛生、労働災害及び関係法規)

2 専攻学科

美容理論（文化論、美容技術理論及び関係法規・制度）

三 実技試験及び学科試験の免除

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十六条及び附則第十条の規定に該当する者は、実技試験及び学科試験の一部又は全部の免除を受けることができる。

四 受験資格

(一) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者

(3) 昭和四十五年労働省告示第十七号（職業訓練指導員試験の受験資格）に規定する者

(二) 指導方法のみを受験する者は、(一)の規定に加え、次に該当する者とする。

職業能力開発促進法施行規則第四十六条により、実技試験及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者

(三) (一)及び(二)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

五 試験日時及び場所

(一) 実技試験

理容科及び美容科

令和五年一月十七日（火曜日）
午後一時四十五分から
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

(二) 学科試験

指導方法

令和五年一月十四日（土曜日）
午前十時から
東京工科大学蒲田キャンパス三号館（大田区西蒲田五丁目二十三番二十二号）

系基礎学科（理容科・美容科）

令和五年一月十七日（火曜日）
午前十時から
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

専攻学科（理容科・美容科）

令和五年一月十七日（火曜日）
午前十一時三十分から
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

六 受験申請の手續

(一) 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書、写真二枚（縦四センチメートル、横三センチメートル、申請前六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽のもの）、身分証明書の写し及び受験資格を証明する書類（卒業証明書若しくは修了証明書、各種免許証の写し若しくは合格証明書又は実務経験証明書）

(2) 実技試験及び学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(二) 提出書類の受付期間

郵送又は電子申請による提出書類のみ受け付ける。

令和四年十月十九日（水曜日）から同月二十五日（火曜日）（当日消印有効）まで

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に簡易書留で郵送すること。
郵便番号一六三一八〇〇一
新宿区西新宿二丁目八番一号東京都庁第一本庁舎
東京都産業労働局雇用就業部能力開発課技能評価担当

当

(四) 受験手数料

(1) 受験手数料は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、実技試験又は学科試験の一部免除を受けることができる者にあつては、受験に係る額とする。

ア 実技試験

理容科 一万五千八百円

美容科 一万五千八百円

イ 学科試験

全職種 三千百円

(2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千円

(五) 受験票

令和四年十二月中旬頃までに郵送する。

(六) その他

受験申請書用紙及び受験案内は、東京都産業労働局雇用就業部能力開発課において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本産業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表

に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの)を同封すること。

七 合否判定の基準

(一) 実技試験並びに学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

(二) 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合 (一)に該当する場合を除く。)は、実技試験に限り合格とする。

(三) 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合 (一)に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。

(四) 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合 (一)に該当する場合を除く。)は、当該学科試験に限り合格とする。

八 合格発表及び合否の通知

合格者は、令和五年二月十五日(水曜日)に東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット (<https://www.hatarakumetro.tokyo.lg.jp/>)に掲載する。

また、受験者全員に試験結果通知書を郵送する。

九 その他

詳細は、受験案内及び東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネットに掲載する。

十 問合せ先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課
電話〇三(五三二〇)四七七一

令和四年度技能検定期後実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、令和四年度技能検定期後実施について、次のとおり公告する。

令和四年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 受検資格

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十五条に定める者

二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、令和四年十二月五日(月曜日)から令和五年二月十二日(日曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

令和五年一月二十二日(日曜日)に実施する職種
一級及び二級

機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、紳士服製造(紳士既製服縫製に係るものに限る。)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、

配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工及びガラス施工

三級

配管(建築配管に係るものに限る。)、及び型枠施工

令和五年一月二十九日(日曜日)に実施する職種

特級

铸造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

一級及び二級

さく井、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備(走行装置整備及び鉄道車両点検・調整に係るものに限る。)、時計修理、油圧装置調整、冷凍空調和機器施工、和裁、機械木工、製本、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ防水防水工事に係るものに限る。)、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)

三級

時計修理、冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)、及び貴金属装身具製作

単一等級

バルコニー施工

令和五年二月一日(水曜日)に実施する職種

一級及び二級

舞台機構調整

令和五年二月五日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造(光学機器組立てに係るものに限る。)、空気圧装置組立て、縫製機械整備、プリプレス、プラスチック成形(ブロー成形に係るものに限る。)、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。)、電気製図、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)及び義肢・装具製作(義肢製作に係るものに限る。)

三級

機械加工(普通旋盤に係るものに限る。)、機械検査、プリント配線板製造(プリント配線板設計に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。)、電気製図、広告美術仕上げ及び写真

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

令和四年十一月二十八日(月曜日)に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の

全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

及び身分証明書の写し

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(二) 提出書類の受付期間

郵送による提出書類のみ受け付ける。

令和四年十月三日(月曜日)から同月十四日(金曜日)

日(当日消印有効)まで

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号一〇一八五二七

千代田区内神田一丁目一番五号東京都産業労働局神

田庁舎五階 東京都職業能力開発協会業務課

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会

で配布する。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格

のある者は、(一)に掲げる検定職種でない職種につ

いても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 二級 全ての 一万八千二百円

及び 三級 申請者 以外

の級

二級 全ての

申請者 一万八千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合には、九千二百円)

三級 在校生

一万二千円(三十五歳未満の者が受検する場合には、三千円)

在校者

以外 一万八千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合には、九千二百円)

学科試験 各級

申請者 全ての 三千円

イ

アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査

二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料金は、令和四年十一月上旬頃までに東京都職業能力開発協会から郵送される請求書に基づき、振込みにより納付するものとする。

また、納付した手数料は、原則として、申請の取消し、試験の欠席等の理由があつても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、令和五年三月十日(金曜日)に、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>)に掲載する。

なお、特級、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

六 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区内神田一丁目一番

五号 東京都産業労働局神田庁舎五階 電話〇三(六六三

一)六〇五二

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新

宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇)四七一七

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

